

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	住民税非課税世帯等生活支援給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大和町は、住民税非課税世帯等生活支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・内部による不正利用防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、職員IDやパスワードにより操作者及び操作による権限を限定し、追跡調査のためにコンピュータに使用記録の保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。また、事務の一部を外部業者に委託しているが、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に明記することで万全を期している。

評価実施機関名

大和町長

公表日

令和5年9月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯等生活支援給付金の支給に関する事務
②事務の概要	本業務は、令和5年3月22日に政府で開催された第8回物価・賃金・生活総合対策本部において、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額・強化が示されたことから、大和町の施策として住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり3万円を支給するもの。 また、本給付金は公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の第10条の規定により、特定公的給付金として指定されているため、個人番号等を用いて給付金支給事務を行う。
③システムの名称	非課税世帯等生活支援給付金システム、個人住民税システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
臨時特別給付金【送付・受付・振込名簿】	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号法）第9条第1項 別表第一 第100項 ・番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第73条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条 ・番号法第19条第8号 別表第二 第121項 ・番号法 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4 ※情報提供は行わない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1 022-345-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉課 宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1 022-345-7221

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年7月19日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年7月19日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月12日	表紙: 評価書名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書	住民税非課税世帯等生活支援給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和5年9月12日	表紙: 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	大和町は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	大和町は、住民税非課税世帯等生活支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和5年9月12日	表紙: 公表日	令和4年8月31日	令和5年7月31日	事後	
令和5年9月12日	I 1. ①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務	住民税非課税世帯等生活支援給付金の支給に関する事務	事後	
令和5年9月12日	I 1. ②事務の概要	本業務は、令和5年3月28日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活の支援を行う観点から、住民税非課税世帯に対して給付金を支給するもの。 また、本給付金は公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の第10条の規定により、特定公的給付金として指定されているため、個人番号等を用いて給付金支給事務を行う。	本業務は、令和5年3月22日に政府で開催された第8回物価・賃金・生活総合対策本部において、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額・強化が示されたことから、大和町の施策として住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり3万円を支給するもの。 また、本給付金は公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の第10条の規定により、特定公的給付金として指定されているため、個人番号等を用いて給付金支給事務を行う。	事後	
令和5年9月12日	I 1. ③システムの名称	臨時特別給付金システム、個人住民税システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	非課税世帯等生活支援給付金システム、個人住民税システム、中間サーバー、団体内統合宛	事後	
令和5年9月12日	II 1. 対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和5年9月12日	II 1. いつ時点の計数か	令和4年8月1日 時点	令和5年7月19日 時点	事後	
令和5年9月12日	II 2. いつ時点の計数か	令和4年8月1日 時点	令和5年7月19日 時点	事後	